



ふ ず り な

令和8年9月号
佐野警察署
電話0283-24-0110
葛生交番
電話0283-85-2155

「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について ～マナーアップ！あなたが主役です～

1 期間

令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間



2 運動の重点

(1) <歩行者>歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

○歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うなどの交通ルールを守るとともに、運転者に対して手をあげて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。

○歩きスマホは危険ですのでやめましょう。

○夕暮れ時や夜間に交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライトなどを活用しましょう。

○9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になります。



JA共済・栃木県警・宇都宮アート＆ミュージック専門学校

(2) <自動車>夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

○夕暮れ時は前照灯を早めに点灯し、「こどもや高齢者に優しい3S運動」を推進しましょう。

○運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。運転中は運転に集中しましょう。

○「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられ、厳正に処罰されることになりました。

○全ての座席でシートベルトを着用しましょう。チャイルドシートは使用方法に沿って正しく使用しましょう。



(3) <自転車>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

○16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。

「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。

○全国では、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう（努力義務）。

